成島信遍年譜稿(九)

【キーワード】成島信遍・飛鳥山碑・幕府書物方日記・益田鶴楼

久保田

啓

元文二年 丁巳 一七三七 四十九歳

(承前)

上意あり。 ○ この日、飛鳥山を金輪寺に下賜する旨のいて吉宗を迎える。この日、飛鳥山を金輪寺に下賜する旨の ○ 三月十一日、吉宗、飛鳥山に行き、遊楽。信遍は先に出向

同碑撰文の意義が詳細に論じられている。ご参照いただきたい。「同氏『江戸和学論考』〈ひつじ書房、一九九七年〉収録)があり、不朽のものとなった。幸い、和鼎が飛鳥山碑に関する事柄を集成した『飛鳥山碑始末』をまとめており、撰文までの経緯をつぶさに知ることができる。なお、鈴木淳氏に「飛鳥山碑に関する事柄を集成した『飛鳥山碑始末』をまとめており、撰文までの経緯をつぶさに知ることができる。なお、鈴木淳氏に「飛鳥山碑と徳川吉宗の文事」

の形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるするが、『北区史』の底本となった国立国会図書館所蔵『飛鳥山碑始末』〈請求番号二一・四五一〉の当該箇所を見ると、「日録打出」と翻字出」、『新三十輻』巻五所収の活字本は「元文二年目録抄出」と翻字出」の誤写と推測できる。よってここは「元文二年目録抄出」と翻字出」の形こそが正しいと判断すべきで、天のように修正を施して掲げるの形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げる「対出」の形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるの形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げる「対出」の言文とは「元文二年目録打出」(『北区史』は「元文二年目録打出」の形式といいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるの形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるの形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるの形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるの形こそが正しいと判断すべきで、そのように修正を施して掲げるの形こそが正しまが出まる。

こととする。)冒頭に、

宅より直に罷越。(七二頁)三月十一日、晴、今朝俄に飛鳥山御先へ可罷越旨、山州被申達、

とあり、吉宗出御の当日、信遍は急に飛鳥山行きを指示されたらしい。

当日の飛鳥山での宴の様子は、「恩遇」に、当日の飛鳥山での宴の様子は、「恩遇」に、知機嫌よかりし。牧野宗十郎・丸山貞庵・父なりし人と三人に、御機嫌よかりし。牧野宗十郎・丸山貞庵・父なりし人と三人に、御機嫌よかりし。牧野宗十郎・丸山貞庵・父なりし人と三人に、はた者し、唐音を以て唐詩を諷詠し、御側の諸臣、同音にこれを和して、金輪寺より飛鳥山まで舞踏してのぼる様を上には金を和して、金輪寺より飛鳥山まで舞踏してのぼる様を上には金をかがて宴はて、、彼唐服はいづれもぬぎて返し奉りしに、父なる人には直に給はりて、其服を着して家にかへるべきよし仰下されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、されしかば、唐服のま、にて腰刀佩て二里余りをかへりしが、というは、というは、というは、というは、というは、というないとは、というない。

「路旁」と訂正した)

勿論それは至福の時だったに違いない。おもな随行者は「盛典」に命ぜられた信遍には、自ら道化を買って出たような気分さえ漂う。と記される。唐服を賜り、一人身に着けたまま帰宅するよう吉宗に

列挙される (六三頁)。

ている。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。 でいる。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。 でいる。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。 でいる。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。 でいる。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。 でいる。「年譜稿」の旧稿に補うべき事項として掲げておく。

が三月十一日だったことは、「盛典」に、吉宗が飛鳥山を金輪寺に下賜する旨を住持宥衛に内々に伝えたの

もっとも、『有徳院殿御とあるによって知られる。

の三月十日条に、の三月十日条に、「有徳院殿御実紀」(以下、『実紀』と略す。)巻四十五

(『『丁』編 目コニジ 思一記』) 等人量 こけふ飛鳥山をもて、王子権現の別当金輪寺へ寄附せらる。

七頁。以下、同書の引用に際しては編の数と頁数の(『新訂増補 国史大系 徳川実紀 第八編』七四

みを記すこととする。)

とあり、『実紀附録』巻十六は、

元文二年二月十日、山をば王子権現の祠僧金輪寺宥衛にたまは

看衛に伝えられたと見るのがよいようである。 有衛に伝えられたと見るのがよいようである。 常常に伝えられたと見るのがよいようである。 まで、永く社頭に寄附せらる。(第九編三〇二頁) りて、永く社頭に寄附せらる。(第九編三〇二頁) りて、永く社頭に寄附せらる。(第九編三〇二頁) りて、永く社頭に寄附せらる。(第九編三〇二頁)

なった。ともあれ、この日が信遍と飛鳥山碑との関係の具体的な出発点と

○ 六月二十一日、「神社考」他の返却に携わる。

(『幕府書物方日記』十三)

直・小堀土佐守政方の申し分を伝えている。際、詰番の書物奉行川口頼母に対し、信遍は小性土岐左兵衛佐朝御側衆戸田肥前守政峯が「神社考」他大量の書物の返却に当った

わけで、これが信遍の本務であると理解すべきなのだろう。が、いかに和漢の学に通じているとはいえ公には奥坊主に過ぎない差札の取り除きのような作業まで信遍の任務だったとは意外だ

物奉行深見新兵衛から報告を受け、墨付の差札を受け取る。()六月二十四日、二十一日返却分に間違いのなかった旨、書

(『幕府書物方日記』十三)

而、是亦、道筑え相渡候。 兵衛申達候。且又、御書物ニさしはさミ有之候墨付之小札包候去ル廿一日下り候御書物共不残相違無御座候旨、今日道筑迄新

儀に差札を返却した。の判断があったものか。深見新兵衛は点検の結果を信遍に伝え、律の判断があったものか。深見新兵衛は点検の結果を信遍に伝え、律奥での閲覧の心覚えに使用された差札は、いわば機密に属すると

「寛永系図」の詳細を書付で知らせるよう、文庫側に伝達する。○ 六月三十日、御側衆渋谷和泉守良信返却分に含まれない

(『幕府書物方日記』十三)

追而何冊残り候と申事書付相認、差出し候様、道筑申聞候。寛永系図之内ニ別御用ニ付、残り候も可有之候間、相改候而:

られた。 「礼儀類典」の三点は長持単位で数えるほどに大量で、当日の点検「礼儀類典」の三点は長持単位で数えるほどに大量で、当日の点検なお、渋谷和泉守が返却したもののうち、「寛永系図」「諸家書付」

伝」を撰する。) この年か翌年の六月、益田鶴楼が六十五歳で没し、「鶴楼)

新井白石の門人で梁田蛻巌と親交を持った益田鶴楼は、学派の違 に関する記事を引いておく。

田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田伯隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田台隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田台隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田台隣、増田助右衛門、白石門弟、詩人也。天満丁ニ五霊香ト田台隣、

特定できるものがない。巻ごとに詩題のみを掲げれば以下の通り。 ガ前ニテイヒダスコトナラザリシ。モシ云出セバ落涙シテ懐旧 ば前ニテイヒダスコトナラザリシ。モシ云出セバ落涙シテ懐旧 は楼 は信遍や高野蘭亭とも深い交わりを有した。宝暦十二年三月 鶴楼 は信遍や高野蘭亭とも深い交わりを有した。宝暦十二年三月 鶴楼 甚 ダ白石ヲシタイタル者ニテ、白石死後ニ白石ノコトヲ彼

帰徳和高子式韵三首」「中秋前独坐対月寄懐帰徳」「和帰徳見寄懐韵」年九月廿五日同帰徳飲城南酒肆重賦此寄贈」「和島帰徳見寄韻」「同春日同帰徳訪隠者暮帰」「和島帰徳社日韵」「再用前韻寄帰徳」「去字戯作」「和帰徳上牛頭山作」「同帰徳晚秋汎舟過牛頭寺和韵二首」字戯作」「和鳥帰徳上牛頭山作」「和島帰徳秘源行」「和島帰徳和其歌章枕道士韻五首」「秋雨喜帰徳至得月字」「暮雨欲来留島帰徳和其歌章枕道士韻五首」「和島帰徳欽城南丁」「和島帰徳訪山中

「和帰徳春雨同江忠囿見過韵」「和帰徳見寄韵」(以上巻之三)華」「和子式答帰徳韵」「和帰徳答子式韻 帰徳喪伉儷子式亡恃」巻之二)「帰徳見訪席上和其韵」「和帰徳見酬二首」「寄帰徳兼簡曇「雨後帰徳見過席上和夕陽連雨足韵」「再用前韵答帰徳見和」(以上

このうち、「和帰徳答子式韻 帰徳喪伉儷子式亡恃」は、信遍が先妻を亡くしたのと蘭亭が母を失ったのが時期的に近いことを窺わせるが、長男和鼎が生まれた享保五年正月二十四日(「年譜稿(二)」 学部紀要』五六巻特輯号一、一九九六年一二月〉七三頁参照)以降、学部紀要』五六巻特輯号一、一九九六年一二月〉七三頁参照)以降、学部紀要』五六巻特輯号一、一九九六年一二月〉七三頁参照)以降としてしか生かせない。隔靴掻痒の感は否めないが、これが現状である。

> 楼の死を元文二年としている。 楼の死を元文二年としている。 楼の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。 様の死を元文二年としている。

信遍の「鶴楼伝」は、南郭の作と比べると普及度の点で大きく劣るが、鶴楼の先祖についての言及や享年六十五歳との明言が存するなど、南郭の伝を補う点で意義がある。もっとも没年に触れないのは南郭撰と同様で、逝去時点で何か喪を伏せる必要でもあったのかと推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編雑編』巻六と推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編雑編』巻六と推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編雑編』巻六と推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編雑編』巻六と推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編雑編』巻六と推測したくなるくらいである。五弓雪窓編『事実文編』との異同については、注を付して本文の後にまとお、『事実文編』との異同については、注を付して本文の後にまとお、『事実文編』との異同については、注を付して本文の後にまとお、『事実文編』との異同については、注を付して本文の後にまとめて示すこととした。

又 伝^①

語人曰、 助慶生玄春、玄春生玄尚。玄尚幼而喪父。母矢名氏。賢善治生、 玄尚、字伯隣、益田氏。其先佐佐木氏、当室町氏之伯。世為著 以継日。家資由是滋蕩。至典衣供客。冬夏著一褞袍晏如也。毎 数罹災、家資遂傾。 清新温藉、白石先生目之曰、丹雘画山水、以其繊巧善体物也。 白石先生教授都下、以詩聞。母乃命玄尚就学。業成、詩名日隆。 家道甚粛、貲益富贍。乃延経術文雅、及名一芸者、与玄尚交遊。 為生。至伯隣三世、隠居不仕。人号益田隠居。遂因生致富焉。 田氏臣北条氏。及北条氏亡、伯隣王父助慶、遷居江都、以売薬 姓。天文永禄間、天下瓦裂。北条氏起相中、拠険控馭関東。益 鸞友善。千里唱和、至老不衰。宝永正徳間、都下数火。鶴楼亦 有楼画鶴、取橘汁故事也。著鶴楼集若干巻。 俾吾无衣、不可无客也、俾吾无食、不可无客也、 玄尚都雅而楽曠、善謔好客、置酒擊鮮、夜 毎与播磨文学梁景 俾吾

記如此。年六十有五、卒于家。 无廬、不可无客也。老後誦詩三万六千余首、誦半日而止。 其強

- (1) 直前の服元喬「鶴楼伝」を受けての記述。『事実文編』には 鶴楼伝」とある。
- (2)『事実文編』には「鳴島信遍」とある。
- (3) 『事実文編』 には 「佐々木」とある。
- (4)『事実文編』には「失名」とある。

- (5)底本「瞻」。『事実文編』により「贍」と改める。
- 6 『事実文編』には「丹擭」とある。
- (7) 『事実文編』には「誦語」とある。

七月十三日、御側衆巨勢縫殿頭至信から「宝応県志」他を

預り、文庫へ返却する。

(『幕府書物方日記』十三)

た通りである。 (以下略)」とある場合の「道築」が「道筑」を指すことはすでに見 「縫殿頭殿より左之御書物道築を以御渡被成、 改、 元番え納之

文庫側から連絡を受け、了承する。 七月十八日、「寛永系図」未返却分が三十七冊である旨 (『幕府書物方日記』十三)

寛永系図、六月晦日下り候節、残り候分三十七冊在之旨、道筑 え今日相達候処、相心得申候由、申聞候間、 張紙いたし置候。

六月三十日に文庫へ伝達した調査依頼がこうして決着した。

史鋼鑑補」「二十一史」を文庫から受け取り、 八月八日、 巨勢縫殿頭が差上げを指示した「資治通鑑」「歴 縫殿頭に渡す。

《『幕府書物方日記』 十三)

六

「東都図書府主事」を名乗る根拠もここにあった。
に介在するのが原則となっていたらしい。奥坊主として幕府の貴重に介在するのが原則となっていたらしい。奥坊主として幕府の貴重とあり、信遍が出勤していれば文庫と吉宗側近との書物の受け渡し日記本文には「持参いたし候処、道筑を以縫殿頭殿御請取被成候。」

増処分則例」を差し出すよう伝える。 八月十九日、文庫へ出向き、「大明会典」「大清会典」「続

(『幕府書物方日記』十三)

則御殿え持参、縫殿頭殿へ差出之。今日、道筑参候而御用之御書物相考、左之通差出候様申聞候。

これらは九月三日に他の書物とともに返却されることとなる。

八月二十五日、飛鳥山碑文撰文の上意を承る。

 \bigcirc

(『飛鳥山碑始末』)

「元文二年日録抄出」に、

八月廿五日、雨、飛鳥山碑銘被仰付候(大学頭殿、土佐守殿

以上割書〈引用者注〉)。(七二頁)

とあり、「碑考」にも、

ろう。内閣文庫蔵「略譜」の信遍の項にも、と明記されるので、この日を以て撰文作業が始まったのは事実であま文を撰し奉るべきよし、小堀土佐守・土岐大学頭、上意を伝ふ。

元文二年八月廿五日、飛鳥山へ石碑を建給ふべき盛意により、

被下候節、碑文并熊野三神伝著述清書共被仰付候。文中所々被元文二年八月廿五日、飛鳥山金輪寺え御寄附碑石吹上御庭より

とあり、八月二十五日に撰文の指示が下ったと理解できる。為加思召、神伝は神庫え御納、碑文は彫刻出来

ただし、内閣文庫蔵「諸家系譜」の信遍の項では、

加思召、神伝は神庫え御納、碑文は彫刻出来り被下置、碑文并熊野三神伝著述清書共被仰付、文中処々被為元文二巳年八月廿八日、飛鳥山金輪寺え御寄附碑石吹上御庭よ

五日と認定するのが穏当であろう。日付記載に往々にして誤りが見出されることを思うと、ここは二十日付記載に往々にして誤りが見出されることを思うと、「諸家系譜」のと、ほぼ同文ながら冒頭の月日に三日のずれが生じている。二十八

○ 九月三日、戸田肥前守より返却される大量の書物を文庫へ

(『幕府書物方日記』十三)

て列挙されるのは八月に奥へ差し上げられた書物で、文庫側の点検「左之御書物、肥前守殿より御下ゲ被成候。道筑より受取。」とし

は当然翌日回しとなった。

置戻。 返し可被成候。自然相違有之候ハゞ、道筑へ申談候筈、今日申返し可被成候。自然相違有之候ハゞ、道筑へ申談候筈、今日申右下り候御書物大部故、今日者改不申候。明日御改、元番へ御

その結果を信遍に伝えるのも書物奉行の大切な任務だった。

九月十五日、南紀より飛鳥山・王子権現の由来が届く。

(『飛鳥山碑始末』)

文二年日録抄出」、七二頁)
九月十五日、快晴、南紀より飛鳥山・王子之由来申来る。(「元

また、八月二十五日の条で引用した「碑考」の本文に続けて、 其文料として金輪寺に秘蔵せる旧記どもを藪田助八してめさ 大夫成政、両部神道の灌頂のものなれば、これにはかり、又寺 大夫成政、両部神道の灌頂のものなれば、これにはかり、又寺 社奉行大岡越前守より紀州熊野神人鳥居源之丞興好に仰下さ れ、神伝の奥旨ども奉れり。(六三頁、「神人」の「神」字脱、 原本により補う)

とを確認できる。これらの材料はそっくり信遍に供された。との記述があり、大岡越前守まで動員しての資料収集がなされたこ

 \bigcirc

九月十六日、飛鳥山で宥衛と対話する。

(『飛鳥山碑始末』)

 \bigcirc

のように草稿を何度か遣り取りして文案を固めていくのである。他、翌十八日に再提出するよう指示されたものと解釈しておく。こは、翌十八日に再提出するよう指示されたものと解釈しておく。こは、翌十八日に再提出するよう指示されたものと解釈しておく。このように草稿を何度か遣り取りして文案を固めていくのである。

二年日録抄出」、七二頁)十六日、晴、飛鳥山へ罷越、土州被申通、住侶へ対話。(「元文十六日、晴、飛鳥山へ罷越、土州被申通、住侶へ対話。(「元文

文に当っての挨拶というところであろう。
小堀土佐守の仲介で金輪寺住持宥衛との対面が実現した。碑文撰

○ 九月十七日、吉宗の碑文に関する「御好」を聞く。

(『飛鳥山碑始末』)

抄出」、七二頁)十七日、晴、碑文御好有之、明日迄ニ認直ス。(「元文二年日録

や「諸家系譜」に「文中処(所)々被為加思召」とあり、「碑考」

「御好」の子細は不明だが、八月二十五日の項で引いた「略譜

九月二十三日、小堀土佐守より、碑文を服部南郭に見せる

八

よう指示を受ける。

(『飛鳥山碑始末』)

参之筈ニ申述置。(「元文二年日録抄出」、七二頁)廿三日、碑文之事、服部小右衛門へも為見候様土州被申聞、

持

参すると返答するのは当たり前であった。 参すると返答するのは当たり前であった。 参すると返答するのは当たり前であった。 参すると返答するのは当たり前であった。

を受け取る。 (『飛鳥山碑始末』) 九月二十四日、碑文撰文にかかったところ、吉宗の「御好」

筈。(「元文二年日録抄出」、七二頁)廿四日、寒雨、今朝碑文認懸候処、御好申来り、明後日可罷越

吉宗の拘りの程が窺えるが、撰文の当事者としてはいささか迷惑でた「御好」が届いた。勿論その趣旨を反映させなければならない。二十四日、いよいよ定稿の撰文に取り掛かる。そこへ吉宗からま

いる。あっったのかもしれない。明後日には上覧に供する予定が立って

九月二十六日、服部南郭の点検を経た碑文を吉宗の上覧に

備える。

(『飛鳥山碑始末』)

廿六日、碑文上る。(「元文二年日録抄出」、七二頁)

九月十五日条引用の「碑考」に続く部分に、
これを参考し、文なりて、其頃の宿儒服部小右衛門元喬にしめ
これを参考し、文なりて、其頃の宿儒服部小右衛門元喬にしめ
るに、御機嫌ことにうるはしく、よろしく出来せしよし、上意
ありしとなり。(六三~六四頁)
とあり、正式の上覧前に南郭の点検は済んでいた。

○ 九月二十九日、碑文清書の指示を受ける。(『飛鳥山碑始末』)

出」、七二頁)
出力、碑文清書可致候様、土州より下る。(「元文二年日録抄

九月、『南郭先生文集』二編刊行。「暮春集錦江芙蓉楼得心

 \triangle

九

九)に南郭と信遍の交渉を見出す。書」(同)、「墨水詞八首寄島帰徳」(巻五)、「与島帰徳」(巻至)、「同子和過帰徳」(巻四)、「題島帰徳芙蓉楼蔵賜字」(巻三)、「同子和過帰徳」(巻四)、「題島帰徳芙蓉楼蔵賜

た。他の詩文については明確な年次を決定できない。 (五)」(『日本文学研究』三二号、一九九六年一月)七一頁で考証しの信遍養母の死去を受けて発せられた文であることを、「年譜稿の信遍養母の死去を受けて発せられた文であることを、「年譜稿で、掲出した事項のうち、巻九の「与島帰徳」が享保十一年六月末た。他の詩文については明確な年次を決定できない。

である。便宜上宝暦八年の項で改めて全文を検討したい。

享二年の三編、宝暦八年の四編のいずれかと考えるほうがよさそう

享二年の三編、宝暦八年の四編のいずれかと考えるほうがよさそう

生文集梓成詩以奉寄」が収録されるが、第一句「多病相如白髪年」
なお、天理図書館所蔵『芙蕖館帖』巻一に信遍自筆の詩「南郭先

○ 十月十一日、碑文の文字様を改める。 (『飛鳥山碑始末』)

十月十一日、碑文字様改る。(「元文二年日録抄出」、七二頁

けて点検し、修正すべきは修正して準備したことをいうのであ清書して吉宗に奉呈した碑文の文字を、これからの彫刻作業に向

ろう。

○ 十月十三日、石屋を連れて吹上御殿に石の見分に出かける。

(『飛鳥山碑始末』)

日録抄出」、七二頁)十二日、晴、石屋召連、石見分ニ吹上御殿え出る。(「元文二年十二日、晴、石屋召連、石見分ニ吹上御殿え出る。(「元文二年

(六四頁) (六四頁)

信遍と同行したのはこの佐平治であろう。

○ 十月十四日、昨日の石見分で石に剝がれが見つかったこと

文二年日録抄出」、七二頁)十四日、晴、石見分之処、剝有之、其段大学頭殿へ申す。(「元

+

○ 十月二十日、石屋を連れて吹上御殿へ出向き、初めの石と

仰付見立候。(「元文二年日録抄出」、七二頁)廿日、晴暖、吹上へ石屋召連罷越、初之石相止之、外之石ニ被

命が下ったらしい。 十四日に見つかった剝落が問題となって、別の石を見立てるよう

取る。 (『飛鳥山碑始末』) 一十月二十六日、石碑に使用する御用紙二十枚ほどを受け

廿六日、石碑二付、御用紙廿枚程請取。(「元文二年日録抄出」、

七二頁

この御用紙は最終的な清書用と考えられる。

○ 十月二十九日、石屋に出向くよう連絡を受ける。

(『飛鳥山碑始末』)

二年日録抄出」、七二頁) 廿九日、今日石出候ニ付、石屋かたへ可参候様申来候。(「元文

に出向くよう指示があったものと見られる。新たに見立て直した石が佐平治方に運ばれ、信遍にも実見のため

れる。

「治謀録」を引いて、「一月ばかりが程して彫刻なりぬ。」(七二が「貽謀録」を引いて、「一月ばかりが程して彫刻なりぬ。」(七二実際に彫刻の作業がいつから始まったかは明らかでない。「附録」

十一月六日・七日、碑文の清書に従事する。

(『飛鳥山碑始末』)

七二頁)十一月六日・七日、於宿所碑文清書。(「元文二年日録抄出」、

彫刻なりぬ。」との証言とも矛盾はない。

「一月ばかりが程していが現在の筆者の推定である。それならば「一月ばかりが程してなっていたと見て、彫刻は十月末には始まっていたといたの方に充てていたと見て、彫刻は十月末には始まっていたといたの方に充てていたと見て、彫刻は十月末には始まっていたというのが現在の筆者の推定である。それならば「一月ばかりが程していが現在の筆者の推定である。それならば「一月ばかりが程していが現在の筆者の推定である。それならば「一月ばかりが程していが現在の筆者の推定である。それならば「一月ばかりが程している。」との証言とも矛盾はない。

○ 十一月八日、碑の作業場に出向く。 (『飛鳥山碑

「石碑」の「石」字脱、原本により補う) (一元文二年日録抄出」、七二百八日、寒、石碑之所へ罷越。(「元文二年日録抄出」、七二百

「十一月」は本来「閏十一月」とあるべき所)られしが、十一月二日、其功なりて山上に建立せらる。(六四頁、父なる人、常に石工があらたにつくりしかり屋に至り、監察せ信遍は彫刻作業にしばしば立ち会ったらしい。「碑考」には、

それだけ気持ちに張りがあったということか。のであろうが、信遍は居ても立ってもいられなかったようである。引「貽謀録」、七二頁)の持ち主であったから、仕事は信頼できた引、信遍の精勤ぶりが窺える。佐平治は他の石工の十分の一のとあり、信遍の精勤ぶりが窺える。佐平治は他の石工の十分の一の

⇒た、文庫へ「奇器図」について問い合わせの手紙を出す。○ 十一月十二日、石工の作業場へ出向く。(『飛鳥山碑始末』)

(『幕府書物方日記』十三)

候へ共、相知不申候ニ付、頼母殿え申送候。(『幕府書物方日記』道筑より手紙到来、奇器図之儀考可申旨、申来候ニ付、致吟味十二日、晴、石工え罷越。(「元文二年日録抄出」、七二頁)

+==

が分からなかったということらしい。を抜くことは許されない。当日の詰番水原次郎右衛門では所在別ると、信遍は「奇器図」の閲覧を申し入れたが、文庫側では所在別ると、信遍は「奇器図」の閲覧を申し入れたが、文庫側では所でがつまると、信遍は「奇器図」の閲覧を申し入れたが、文庫側では所でが分からなかったということらしい。

器図」を渡される。 (『幕府書物方日記』十三) 十一月十三日、文庫から「墨譜」第三冊に入っていた「奇

得共、御書物道筑え預ケ置申候間、記置候。
筑え相渡申候。右者伊予守殿御頼之由、御用筋ニ而者無御座候致持参、道筑え見セ候。暫預り申度旨ニ付、三ノ冊計一冊、道政島道筑昨日次郎右衛門殿え申越候欹器図、墨譜ニニ有之候間、

要としたかは分からない。

要としたかは分からない。

要としたかは分からない。

要としたかは分からない。

の本統のために一肌脱いだわけである。忠統がなぜ「奇器図」を必る忠統のためには隔絶した上司ながら同じ学派に属する詩人でもある。忠統のためには隔絶した上司ながら同じ学派に属する詩人でもある忠統のためには隔絶した上司ながら同じ学派の詩人として「猗蘭台伊予守は若年寄本多伊予守忠統。徂徠学派の詩人として「猗蘭台

0 告した上で出かける。 十一月十七日、飛鳥山へ行くことを前日に土岐大学頭へ申 (『飛鳥山碑始末』)

十七日、飛鳥山へ可罷越旨、昨日大学頭殿へ申、 (「元文二年日録抄出」、七二頁 今日参る。

いよいよ碑文建立の下検分が開始されたようである。

 \bigcirc

十一月二十日、

庫に返却する。

(『幕府書物方日記』十三)

本多伊予守が閲覧した「墨譜」第三冊を文

元番え納之。」として「墨譜」第三冊が立項されている。 左之御書物、 伊予守殿え懸御目、 相済候由ニ而、道筑より請取、

 \bigcirc 十一月二十四日、飛鳥山碑の書付を小堀土佐守に提出する。

(『飛鳥山碑始末』)

廿四日、飛鳥山裡之書付土州へ上る。伺之通相済。(「元文二年 日録抄出」、七二頁

業報告と代金支払いの請求などが決済されたと推測する。 「書付」の詳細は分からない。碑の彫刻並びに建立全般に係る作

> 下は碑文本文の吟味とともに次号の検討に回したい。 控えているのだが、飛鳥山碑建立と密接に関連する事柄なので、以 い。信遍自身にも、そして成島家の歴史上も重大な出来事が翌日に れることになる。信遍にはまだ「御用」の何たるかは分かっていな 「御用之儀」((「元文二年日録抄出」、七二頁)のため出頭を命じら 以上、飛鳥山碑関係記事を並べて検討したが、十一月三十日には

(付記)

本稿は、平成十九年度科学研究費補助金基盤研究C「近世 冷泉派歌壇の伝存資料についての研究」による研究成果の 一部である。

(未完)

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (9)

Keiichi KUBOTA

I have written Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1737 in series. This paper contains his achievement in 1737, the remainder of the chronological record (8), though it is still incomplete.

In 1737, most important achievement is writing an epigraph of Asukayama Monument under the order of the Tokugawa shogunate. He devoted himself to this work: collecting data, improving a manuscript, and controlling stonemasons while he was engaged in customary business.